

令和3年度第3回小城市男女共同参画審議会 議事録

- 開催日時：令和3年11月8日（月） 10時00分 ～ 12時12分
- 開催場所：小城市役所 西館2階 2-6会議室
- 出席委員：吉岡会長、原副会長、福成委員、木下委員、吉田委員、本村委員、
上野委員、槇原委員、卯野木委員、古賀委員、圓城寺委員、中尾委員
- 事務局：（企画政策課）池田課長、田中副課長、挽地係長、古賀主査
- 傍聴者：なし

《 議 事 録 》

10時00分 開会

1. 開 会

（企画政策課長）

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第3回小城市男女共同参画審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

（企画政策課副課長）

おはようございます。企画政策課の田中です。よろしくお願いいたします。

本日の進行については、先日次第と資料1の冊子をお配りしておりますが、その次第に沿って進めたいと思います。次第と資料1を、もしお忘れの方がいらっしゃいましたら、事務局まで御連絡をお願いします。

それと、資料2、資料3-1、資料3-2を本日机の上に配布しておりますが、お手元の方にごございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、議事に入る前に確認をさせていただきますが、審議会については公開を前提としておりますので、本日の会議内容については皆さま方の議事録の確認後、市のホームページで公開をしたいと思いますので、御了承をよろしくお願いいたします。

また、本日、陣内委員様と藤井委員様より欠席のご連絡をいただいております。委員14名中12名が参加しておりますので、過半数を超えており、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、これからの流れについては、吉岡会長の方で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2. 議事

(吉岡会長)

改めまして、おはようございます。

今日からプラン本体の審議に入るようでございます。盛りだくさんなので、手際よく進めたいと思いますが、議論すべきはしっかり議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の方に入らせていただきます。

(1)第3次小城市男女共同参画プラン(素案)についての①プランの構成、目標・体系について始めたいと思います。では、事務局より御説明をお願いします。

(1) 第3次小城市男女共同参画プラン(素案)について

①プランの構成、目標・体系について

事務局より説明

(吉岡会長)

ありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように、第2次のプランから目次がかなり入替えになっているということがまず説明されていました。

それから、プラン全体に関わる場所ですけれども、基本目標とされる場所について、事務局としては第2次のプランを踏襲してということですが、それでよいかということですね。プランの目標という場所ですけれども、今現在は「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」をめざしてという第2次のものを第3次でも引き継ぎたいというのが事務局案だということですね。

まず、今の構成の組替えと、それから、プランの目標についてが主な内容ですが、たくさんあったので、御質問も含めて何かありませんでしょうか。どうぞ。

(本村委員)

頂いている資料の中で成果目標と数値目標という表現があるんですが、この位置づけとい

うんですか、成果目標というのは大きな目標ということで分かるんですが、その中で担当事業ごとに数値目標というのが設定されておるんですが、その数値目標に関する、要するにあるのとないのというのがあって、例えば、必ずしも抽象的な概念で非常に作りにくいから数値目標がないというわけでもないし、具体的な数字が展開されているにもかかわらず、逆に数値目標がないというのもありまして、これはどういった意味合いなんでしょうか。

(吉岡会長)

今の点について、まず、成果目標と数値目標の違いと、それから、事業ごとに数値目標がついているものについていないものがありますけれども、ついているものについていないものとの区別ですね、考え方について、いかがでしょうか。

(企画政策課長)

成果目標については基本目標ごと、例えば、基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」という目標に向かったの成果目標になります。

数値目標についてはそれぞれの事業ごとになるかと思います。

数値目標があるのとないのとあるということですがけれども、国や県の数値目標等を参考に数値目標を設定しておりますので、あるものとないものとあるかと思います。

(本村委員)

何というか、特段設定できるできないとかというふうなことではない。

(企画政策課長)

そうですね。国や県の基準といいますか。

(本村委員)

そのガイドラインを見ながら落とし込んでいっているんですね。

(企画政策課長)

はい、設定をしているところです。

(本村委員)

分かりました。

(吉岡会長)

大きな資料の3-1が数値目標に関しては分かりやすいんですけども、一番左から大きな柱、基本目標というのがあって、次が左から2番目、施策の方向、今回から基本事業というのを省いて、それぞれに具体的な事業がぶら下がっているという条件ですけども、その

次に数値目標というのがあって、今御指摘があったように、数値目標がついているものについていないものがあるんですけども、それは国の男女共同参画計画などと合致させる目的のものであるというような御説明でした。

そのほか何か御意見、御質問ありませんか。どうぞ。

(原副会長)

このもともとのプランの名称自体が男女共同参画プランとなって、国もこういう方向で行きつつ、いわゆる性の多様性の方々に対する配慮というのも今後必要になってくる中で、プランの目標の大きなところですよ、「男女がともに認めあい」と、男女というのがあらゆる人たちを含めているという捉え方にやっぱりしていく必要があるんだろうと思うんですね。だから、計画の名称がこうなっていますし、国もこういう名称ですので、あえて変えることはする必要はないにしても、そこを男女だけじゃなくていろんな人たちを含めてということは、少なくとも何らかの啓発の部分では出していく必要があるんじゃないかなというふうにも思います。

あと、並びについて変更点については、これは国や県の流れにもある程度沿ってされていくものでしょうし、大切なのはこれが施策として何か展開したときに、その結果を受けてまた次の施策をつくり上げていくというところの恐らく繰り返しになってくると思いますので、その整理がしやすい並びで事務局側がお考えであるのであれば、私はこれについては何も意見はございません。

(吉岡会長)

そうですね、今御指摘のあったプランの目標のところですね。大きなテーマはまさに「男女が」という言葉で始まって、男女という言葉が使われています。その下の説明文のところでは、性別に関わりなく誰もがというような言葉になっていて意識はされていると思うんですけども、私も何か一番最初ちょっと気にはなりましたが、相対としての男女間の格差というのはまだ重要なものとしてあるので、男女という言葉が私も必要かと思いつつ、やっぱり性の多様性の問題にも私も意識を向けてというのは計画推進の中でも意識しておきたいというふうに思います。

今話題になっているプランの目標についてですけども、これまでの何回かの審議会の中ではもう少し実行するというか、何かそういったニュアンスをもう少し強く出すほうがいいんじゃないかというような御意見も出ていたというふうに思います。ですから、大きなテー

マのところについて、そういった文言を追加するというのも考え方としてはあり得ると思うんですけども、現状のままでもよいという意見もあり得ると思いますし、男女共同参画を実践するとか、何かそういったような言葉をもう少し、本当に動いていくというようなことを第3次で打ち出すというような考え方もあると思いますけれども、その辺りも含めて何かいかがでしょうか。どうぞ。

(木下委員)

2018年に男女共同参画推進法というのができましたね。それで国が方針を出していて、私は少しずつ市民の方にも理解していただいているかなというふうに思っております。

それで、今、挽地さんが説明してくれたのは、一応これは案になっていますけれども、この変更の分は次の会議に入ってきますか。

(地域づくり係長)

もちろんその御指摘があれば。

(木下委員)

データ調査中というのはいつ入るんですかね。国勢調査の分、まだ調査中と入っていますけど、いつ入ってきますか。

(吉岡会長)

いつぐらいになりそうですか、調査中のところは。

(地域づくり係長)

6ページをお開きいただけますでしょうか。

冒頭に御説明いたしました、まだ完成ができていない部分等々がございます。こちらの6ページ、市の現状ということで、特に家族構成等については、令和2年度、昨年度の国勢調査の数値を入れさせていただく予定で、今月一応数値が確定しましたら、先ほど御説明いたしましたように、来月、今日と次回の第4回までの審議会の変更と併せてこちらの最終入力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(木下委員)

分かりました。

(吉岡会長)

よろしく願いします。

(企画政策課長)

国勢調査は昨年の10月1日基準日で実施をしております。コロナの影響もありまして、調査期間もちよっと延びています。集計自体も遅くなっている部分がありますので、今年の秋に確報値等出るとのことなんですけれども、詳しい「18歳未満の子どもがいる夫婦と子どもからなる世帯」など、その辺まで出るのかということと不透明なところなんですけど、出た場合はそちらの数値を入れていきたいと思っています。

(吉岡会長)

恐らく策定後も差し替えて入れていくということですね。それは確定数値ですから入れ替えてもらっていいかと思います。

では、プランの目標についても事務局案を了承するという事にいたしますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

(吉岡会長)

では、今説明いただきましたように、構成の変更と、それから、プランの目標について事務局案を確認したということにしたいと思います。

それでは、全体の総論の部分について御説明いただいたとして、次に、議事の(1)の②ですね。基本目標についてですね。基本目標5つありますけれども、基本目標を一つずつこれから御説明いただきたいと思います。今回は基本目標のⅠからⅢまでが一応予定されていますけれども、時間の関係でもし難しいということであれば、Ⅱまでというようなこともあり得ますけれども、それを御了承いただいた上で御説明をお願いしたいと思います。

②基本目標Ⅰについて

事務局より説明

(吉岡会長)

ありがとうございました。

ただいまプランの5つの柱のうちの第1番目、基本目標Ⅰ、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりのところについて御説明いただきました。

第2次プランからの変更点として、まず、基本目標全体の成果を示す成果目標について、前回の4つから今回3つに減らされて、中身も家庭内のこと、地域、それから、社会という形で規模を拡大するような形で成果目標が設定され直しているということでした。

それから、施策の方向については、ここでは2つありますけれども、それぞれ事業がそこに帰属させられていて、それぞれ数値目標がついているものついていないものがあるということですね。

では、今の御説明について何か御質問や御意見などありませんか。どうぞ。

(木下委員)

強いて言えば、基本的な考え方とか成果目標ですね、その中で活字が出てきているのは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といったことが数か所出てきますよね。これは1960年から1970年代ぐらい、日本がちょうど高度成長時代の頃、やっぱり夫は外で働き、企業戦士ですね、奥さんは専業主婦といった形で、何といいますか、分けたといいますかね、お父さんは外で働いて、その代わりに私が家庭を守るよというふうな流れで来たと思います。ところがバブルがはじけまして、お父さんだけの給料では家庭が維持できないと、お母さんも仕事に出ていけなくちゃいけないということで女性の社会進出が私は少し増えてきたんじゃないかと思ひまして、このことで私はいいんじゃないかと思ひます。

以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。本当そうです。バブルがはじけた頃から専業主婦から共働き世代がですね。

(木下委員)

だから、女性がなかなか外に出る機会がなかったんだと思ひます。それが変わってきたということじゃないかなと思ひます。

(吉岡会長)

ありがとうございます。

そのほかございませんか。お気づきの点などありませんか。どうぞ。

(原副会長)

この施策の方向の最初に出てくる文言というのは、例えば、SDGsであるとか、そういった今の社会的な流れを組み込んだ形で意識されて構成されたかどうかということをお聞きしたいなと思ひています。

それと、男女共同参画の本の購入を数値目標にするというのがどうなのかしらというのがちょっと思わなくもなく、もう少し中身のある数値目標、では、それを借りた市民の数であ

るとか、前回のプランからの引継ぎもあるんでしょうけど、本の購入だけが数値目標になるというのはぴんとこないなというのが正直なところで、すみません、その2点についてお願いいたします。

(吉岡会長)

では、基本目標のすぐ後に書かれている基本的な考え方のところで、大きな国内外の流れについて意識した記述になっているかどうかということと、図書の購入に関して御説明をお願いいたします。

(地域づくり係長)

ありがとうございます。

まず、基本目標Ⅰ、一番のプランの入り口の部分になりますけれども、こちらのほうで説明が不足しておりましたけれども、よろしければ、お手元の資料の資料1の15ページ、16ページを御確認いただきたいと思います。

今回、第2章でプラン策定の方針ということで、プランの位置づけ以下、大きな流れと構成、それと、5番目にSDGs等についての入力もさせていただいております。もちろん国、世界をはじめ、こういったことは逆に抜いて考えられない、総合計画もそうですけれども、やはり男女のプランにつきましても、こちらは16ページの下段に上げておりますように、小城市の総合計画の中でも男女の位置づけとしてはSDGsの4つの項目できちんと意識をして目標設定していこうということを想定しております。その観点で第2次のプランからの見直し、あるいは国の第5次の基本計画、県の第5次の基本計画等を参考に、今回第3次のプランの案づくりについては事務局のほうで進めさせていただいた部分で変更等を入れさせていただいている部分になります。

もう一点御指摘いただきました数値目標の設定につきましては、今回いただいた提案が文化課の担当する男女共同参画に関する図書等の収集、図書コーナー等を設置し、情報提供するという事業に関しての数値目標が図書購入の冊数だけでいいのかという御提言いただきましたので、この部分、第2次のプランから引き続きの部分ではあるんですけれども、また担当課のほうと再度確認をしまして、今御提案いただいたような借りて読まれた方にきちんと伝わるものが数値として取れるのか、もしくは貸出しの冊数であるとか、何かしら購入した図書の冊数でないほうが良いのではないのかという御提案をいただきましたので、持ち帰ってまた担当課との協議を行いたいと思います。

ありがとうございました。

(原副会長)

最初の質問のところで、こういう世界的な流れを意識されて当然つくられているということを確認したかったんです。私は悩ましいなと思っているのが、ゴール5番のジェンダー平等という言葉なんですけど、今回の選挙でもジェンダー平等を掲げている人と割と保守的なことを言っている人と国政選挙でもありましたし、調査をすると、ジェンダー平等についての解釈が個々人によって相当違うということが調査結果でも出てきているんですよ。だから、ジェンダー平等についてのいわゆる、例えば、日本の社会の流れ、もしくは小城市というもっと小さい単位でもいいかもしれないんですけど、これをどう理解、解釈するかということの統一的なものがあるといいかなというふうに思っているんですよ。例えば、ジェンダー平等と聞いて、女性差別というふうにすぐに思いつく人もいれば、いろんな解釈がどうもあるらしくいです。そのところがどうしたものかなと考えているところです。

(木下委員)

今度の立憲民主党の枝野さんは今度の衆議院選挙にも立候補は男女平等であると言っていたと思います。

(原副会長)

男女平等はいいと思うんですよ。ジェンダー平等という言葉がみんなどう理解しているんだろうというのが私悩ましいなと思っています。

(木下委員)

短く言えば、平等ということですよ。短く言えば、平等ということなただけ。

(企画政策課長)

用語の解説 79 ページで、ジェンダー平等、SDGsの第5の目標ということで、女性差別ということではなくて、自分の性別にとらわれることなくというような定義はしているところです。

(原副会長)

説明はそうだと思うんですよ。一看すると、何の問題もないんですけど、個々人に聞いかけると、全然違う答えが出てくるという現状の不一致が、このジェンダー平等という言葉にもやっぱり出てきているなというのを最近感じていて、この言葉自体は使うこと自体は流れとして私は避けられないと思うんですけど、具体的な施策を展開していくときに、小城市

としてジェンダー平等についてどう理解するのかということ啓発するようなものも最低必要かなと思うんですね。

(木下委員)

SDGsというのが17項目あるんですが、小城弁で言うと、「さあ、どがんすっか」ということじゃないかなと思いますけどね、一言で言えば。

(吉岡会長)

確かに。そうですね、ジェンダー平等についての解釈を統一するのはなかなか困難なので、小城市としては成果目標の達成具合でそれを見るということに示されているんだろうと私は思います。ですから、その平等をどう解釈するかはそれぞれ個人に開かれてはいるんですけども、成果目標の中では、家庭、地域、社会全体において平等だと感じるという市民の割合を増やすということの中で考えていくということなのかなという感じですね。

(木下委員)

ジェンダーは、男性だけど、心は女性の心を持っているということでもんね。

(吉岡会長)

もちろんそういう場合もあります。

(木下委員)

そういうことでもんね。それを我々は認めなかったわけですよね。だから、それを今は認めていかなくちゃいけない時代になったということですね。しかし、それが困るのは、トイレなんかは困るわけですよね。

(吉岡会長)

もちろんそうですね。

(木下委員)

法的に裁判があっているんですよ、今まで。そういうことであって、男性の方が女性トイレに入っているじゃないかと、そこら辺のまだ解決しなくちゃいけない点が多々あると思います。

(吉岡会長)

そういった心の性別に食い違いがある人からすれば、まだ平等は達成されていないと思えるんでしょうし。

(木下委員)

思いますよね、まだ理解できていないんじゃないかなと。だから、少しずつと思いますね。

(吉岡会長)

本来は原先生がおっしゃったように、それぞれの自分が感じる性別というか、ジェンダーに基づいて自分が平等に扱われているかどうかということだろうと本当は思いますね。

(木下委員)

だから、アフガニスタンなんかで女性は教育を受けていないけど、国の文化と言えば、文化になるんだけど。

(吉岡会長)

そうですね。文化と言っていいか。

(木下委員)

文化、そこら辺はちょっと分からないですけどね。

(槇原委員)

僕も、25 ページの数値目標、先ほど原先生がおっしゃったように、購入冊数はちょっと何か違和感があります。買えばいいのかなと。買えば、意識づくりにつながるかなとちょっと気になりまして、何かほかの数値の取り方がいいような気がいたしました。

それと、事業番号6番の補助金活用件数が令和2年と令和8年で変わっていないという、ほかの数値目標等を見ると、おおむね増えているものが多いようですし、待機児童の目標についてゼロが今度もゼロというのは、これはよく分かる、数値が変わってなくても分かるんですが、これは活用件数と書かれているところを見ると、要は活用がなかなか難しいから、1が1のままということですかね。もしそうだとすれば、何か活用しやすいような方法を考えなくちゃいけないんじゃないのかなという感じがいたしますが、1が1というのがなぜかなというのを思ったところです。

(吉岡会長)

今の事業の補助金の件数はいかがですか。

(地域づくり係長)

それでは、事業番号3番の部分は先ほど原副会長と同じ図書の購入に違和感があるということで、こちらも併せて担当課と協議をしたいと思います。

事業番号6番の補助金の活用件数について、こちらも現状1件が5年後も1件というのは

なぜかということまでいただいておりますけれども、実はこれまで第2次のプランの中では補助金を出していく件数というのを多く持っていたわけなんですけれども、昨年度、補助金の中身の整理をしております。毎年継続して補助金を取っていくというところも市の財政上のところもございます。あわせて、これまでこの補助金を活用していただきましていろいろな事業を展開していただいております。特に男女共同参画ネットワークさんのほうで活動に取り組んでいただきまして、啓発の資材、リーフレット、あるいは紙芝居、いろんなものをこの補助金を活用してつくっていただいたものが、今後は具体的にいろんな場所で使われていく、啓発の活動を進めていただくということで、これまで補助金を複数の項目を一本立てに、啓発だけに絞ってやっていこうという市の方針の変更を今年度からしておりますので、この1件の実績を5年間地道につなげて、1件だけは継続をしていくというふうなところで今ところ5年後の令和8年度も補助金を活用した事業としましては1件を継続したいということで事務局からの提案とさせていただきたいと思っております。

説明になっておりませんが、よろしく願いいたします。

(槇原委員)

お金がないということですかね、簡単に言えば。

(地域づくり係長)

それと、これまで複数の事業を展開してきておりましたけれども、そういった活用する準備段階はある程度終わったことで、その補助金は件数としては落として、活性化、活用して啓発の活動は1件だけ確実にしていくというふうな、複数の事業を一本化したということで御理解いただければと思います。

(木下委員)

要するに予算は、議会に要請しないといけないわけでしょう、本当は。

(本村委員)

このページは上限というような意味合いですか。今のお話ですと、活用件数の1件というのは、通常、目標だったら、目標達成で1件、2件、3件と増えていくことで達成率が上がりましたよねというふうな意味合いだと思っていたんですけど、こちらに関しては、1件は必ず確保していますよというふうなニュアンスなんですかね。今のお話ですと。

(吉岡会長)

いかがでしょうか。

(地域づくり係長)

確保しているというふうなものではなく、5年後の令和8年度も1件の実績をクリアしていきたいというふうな設定になります。上限として1件分だけ確保しますよということではございません。

(企画政策課長)

全庁的に厳しい財政状況の中で補助金の見直しに取り組んでいるところです。男女共同参画の補助金だけではなくて全ての補助金について今現在見直しを行っているところで、男女共同参画の補助金の啓発資材作成に対する補助については、ここ数年、男女共同参画ネットワークさんに作成をしていただいて、ある程度の成果が出ているということで、それを今後活用していただきたいと思っています。この男女共同参画推進の啓発の補助金については最低でも1件は引き続き5年後も続けていきたいということで目標としているところです。

(中尾委員)

補助金を同じ団体にずっと継続してというのは、あまり好まれていないですね。

(企画政策課長)

募集はしているんですけども、ほかの団体さんが活用をしたいと言われないうところがあるんですね。

(中尾委員)

でも、補助金というのは、厳しい中ではより、例えば、2年継続までとかという条件がつくはずなんですよね。同じところにずっと、中の活動は変わっていくとか、今までは基本的なものの整備をやって、2年目はその分を使って活動して、3年目はより広く次の次世代を育てていく、それで3年で終わりと。そして、新しいところに移っていくというのが補助金の最大の。補助金は1年限りが基本ですけど。

(企画政策課長)

協働に関する補助金などは、新たな事業を起こし、その後自走してもらうための補助金でそういった補助金は、期間を定めているものもあります。

(中尾委員)

5年後でもここに支えてもらっているというか。

(福成委員)

小城市の人ではないんですけど、佐賀県全体の男女共同参画の現状をお話しすると、今、

中尾さんがおっしゃってくださったのは理想なんですけど、男女共同参画を支援する側の若手育成がなかなか伴わないというのが現状で、やっぱり皆さん共働き率が多くなっているの
で、そこに参画してくださる方が少ない状態というのは多分、古賀さんとかよく御存じなん
じゃないかなと思うんですね。

(中尾委員)

それは分かっているつもりですけど、やはりその方たちを確認して、1人でも、あと1つ
グループでも、2人のグループでもいいから、そういう活動をする人たちを広げていくとい
うのも補助金の目的の中にも入って、公のお金を使ってするという意味合いから、えらい厳
しく昔私も言われていたので、同じところに5年間継続というのはあんまり意識なかったん
ですよ。

(企画政策課長)

同じ団体に5年間というのは決まっているわけではないです。

(中尾委員)

決まっていないけど、今現状でしょう、ここに。だから、新しい団体を、例えば、団体が
1つできましたということだと、成果で次につなげられるけど。

(中尾委員)

きちんと、支援していくんだったら、市民の声も加えながらできないか。

(木下委員)

形がないから難しいわけですよ。形があればいいんだけど、難しくて。だから、今
のところは啓発とか啓蒙しかないということでしょう。パンフレットをつくるぐらいという
ことでしょう。

(中尾委員)

いえいえ活動はこの人たちはしてもらっていることは分かっています。

(企画政策課長)

この推進事業補助金は団体の運営に対する補助ではなく事業補助なので、啓発の講座を開
いたりなど、事業を行うことに対する補助となります。

(木下委員)

出前講座とか、そういう感じ。

(企画政策課長)

はい。事業費の補助になりますので、団体の運営のための補助ではないというところではあります。

(古賀委員)

私も、男女参画ネットワークというのはNPOというか、補助金をもらっている団体ではないと思うんですよね。たまたま名前が男女共同参画で、たまたまこういう事業をしたいんですけど、資金もないから、何か小城市さんと協働でいろんなことができないかと思って、いろんな事業を考えて考えてしている団体だと思うんですよね。だから、たまたま私たちがこういう事業を目的としてしているだけであって、いろんな団体さんが事業をしたいと言って手を挙げてくれたら、多分、小城市の方はできると思うんですね、そういう啓発運動とか事業が。でもなかなかそれがまだできていないというか、手を挙げてくれる人が少ないので、小城市さんとの関係で、何かできないですかと言われて、ならば、こういうのをしたいと思いますが、どうですかといういろんなプランを出して、小城市さんと話が合ったら、どうぞという、助成金も難しいので、なかなか小城市も難しいので、紙芝居をしているんですけども、無理ですよ、紙芝居ばかりしても駄目ですよ、何かほかのことをしてくださいといういろんな厳しい意見も出ています。

だから、皆さんが手を挙げて、私しますと言ってくれれば、ますます盛り上がっていくんじゃないかと思います。私もアイデアがなかなか、いろんな人のお話を聞いて、なかなか難しいと思いますよ。私たちもいろんなことを考えていますけれども、何か難しいなと思っています。何か言葉が出ませんけれども。

1つの事業に特化しているわけではないと思うんですよね、小城市も。皆さんが手を挙げてくれれば、うまくいくと思います。いろんな方の代表者が来られているので、今度私たちはこういう政策があるから、どうでしょうかと手を挙げたら、小城市は喜んでいろんな意見を出してもらえと思うんですけども、どうでしょうか。

(吉岡会長)

補助金ですから、審査して出されているわけですよ。じゃ、結果的に今のところはネットワーク。

(古賀委員)

私たち団体がもらってしている形になっては今いるんです。

(吉岡会長)

1つしかなかったということですね。本当は競争なんだけれども。

(古賀委員)

そうと思います。

(吉岡会長)

分かりました。

そしたら、補助金ですから、もちろん厳正に審査してもらうということは当然の前提として運用していただきたいなと思います。

最低1件は確保してもらうということですね。

今、御指摘いただいたように、補助金ですから、公金、公のお金ですから、厳格に運営してもらうということは要望しておきたいと思います。

(中尾委員)

すみません、苦勞されていることは分かっております。

(吉岡会長)

もちろん。貴重な意見、ぜひ言っていただいて…

(古賀委員)

皆さんが出してくれたら、もう少しうまくいくかなと。

(福成委員)

今の件なんですけど、多分、昔と今とちょっとずつ人口の減少の具合とかで活動する人たちも減ってきていると思うんですよね。その中で、今、受け手というか、やり手の問題だと思うんですけど、手を挙げる方が減っていく中で1件でも残すということなので、上限がどうということよりも、どちらかという、それをやり続けていきたいと思いますという数字なのかなというふうに私は取っているんですよね。

(本村委員)

私も1つは確保されていますから、安心して下さいねというふうな雰囲気かなというふうに受け取ったんです、今までの話の流れで。

(福成委員)

かなと思います。

(中尾委員)

私もボランティア団体に所属していて、自分たちの会費を出し合って音訳をやっているんです。それも高齢者になって辞めていく人もおるけど、結構うまく新しい人も入ってきてくれて、県の表彰なんかも。私はちょっと体調が悪くてお休みしているんですけども、皆頑張って市報とかを目の不自由な方たちに送るという活動をやって、でも、それに対していっぱい要求とかはしない、できる範囲内で自分たちでやっていこうということで頑張っている。昔はテープでやっていたのが、今はデジタルで発信できるようになったというのは補助金をいただいているんじゃないかなと思うんですけど、それは1年限りですよ。

男女共同参画のほうはなかなかね、私は月に2日ぐらいのボランティアで済むんですけど、これについてはずっとあちこち回ったり、何かいろいろ苦勞もなさっていると思いますので、頑張ってください。

(吉岡会長)

ネットワークでも後継者もいろいろ誘って男性を入れたりされて頑張っておられるんですけど、これからもよろしくお願いします。

では、基本目標Iについて、その他も含めて全体的にいかがでしょうか。どうぞ。

(圓城寺委員)

先ほどの補助金のところなんですけど、担当課は文化課が入っているのは、文化課の役割は何なのかというのを聞きたいのと。

あと1つが、事業番号9番のじんけんふれあいセミナーとか公民館の主催事業においてのところは、数値目標が書いていないので、これは何か出せるんじゃないかなとちょっと思ったんですけど、その2点です。

(吉岡会長)

今の補助金のところですけども、担当課として文化課が含まれていることの理由と、それから、事業番号9番のじんけんふれあいセミナーや公民館主催事業において男女共同参画に関する啓発を図ることについても数値目標がつけられないかという御質問ですけども、いかがでしょうか。

(地域づくり係長)

ありがとうございます。

それではまず、事業番号6番の担当課に文化課、あるいは人権・同和対策室が入っている

ことについて御質問いただきましたけれども、先ほど御説明しましたように、この事業の数値目標としましては企画政策課が担当しておりますこちらの男女共同参画推進の事業の補助金というふうなところは企画政策課が担当するものでございます。ただ、人権・同和対策室につきましてもこれまで事業の中身で第2次の事業におきまして担当課として事業の実施をしてきております。文化課につきましては先ほど説明しました補助金を活用して展開していただく意識啓発の部分等についてはそれぞれの図書館のほうで行われているおはなし会、紙芝居会等をぜひ子どもさん、そして、父兄さんに合わせて展開できればということで事務局のほうで提案をして、一応、文化課とタイアップするという追加をさせていただいているものになります。こちらを網羅するような形で今回事業番号6番に整理をした形になっておったかと思えます。

それと、もう一点御指摘いただいております事業番号9番のじんけんふれあいセミナーと公民館主催事業に数値目標がない理由についてということで御指摘いただきましたけれども、実際におきましては今回施策の方向ということで2つの区分の中の教育、学習の分野では事業番号9番にこういうふうな形で事業を推進するというで入れておりますけれども、具体的には1番の施策の方向の1つ目の事業で男女共同参画に関する研修会等の啓発実施のほうで実際に実施した回数であるとか、あるいはそこに参加された人数というものはここで書く、先ほどありました人権・同和、あるいは生涯学習課の事業も一応実績として拾う予定で想定しておりますので、再掲の形で表現するべきかちょっと悩んでおりましたけれども、事業番号1番のほうで全て網羅するというで御確認いただければと思っております。

(本村委員)

もしそうするとですね、2次計画の段階においてはこれはあったかと思うんですが、じんけんふれあいセミナーの受講者数とか公民館主催の受講者、それと同じように、事業番号1番のあれもあったんですけれども、これは2次の段階まではダブルで上がっていたということですか。それとも、これは数値目標に対する達成率は。

(企画政策課長)

2次のプランでも施策の方向(1)で「男女共同参画を推進するための研修等を開催し、意識啓発を行う。」という事業がありました。それと、施策の方向(2)「公民館等主催事業において、男女共同参画の促進につながる講座等を実施する。」また、「じんけんふれあいセミナー等において、男女の人権を取り扱った講座を実施し、人権尊重意識の高揚を図る。」

という事業が2次のプランでもありました。そこを整理しまして、今回の3次のプランでは施策の方向(2)「男女共同参画に関する教育、学習の推進」で、「じんけんふれあいセミナーや公民館事業等において…」ということで再掲をしている形になります。2次のプランと考え方は一緒です。

(本村委員)

一緒ですね。ただ、それも受講者数という捉え方じゃなくて、研修会の啓発回数という形でまとめたということですね。

(企画政策課長)

そうですね。

(本村委員)

分かりました。

(企画政策課長)

あと1つ補足なんですけれども、3次プランの事業番号6番のところ、事業のところですね、「各種団体等の男女平等や男女共同参画に関する自主的な活動を支援し、連携・協働による意識啓発を行う。」という事業名になります。その担当課が、企画政策課、人権・同和対策室、文化課ということで、関係する課が一緒にやっていくことになるかと思います。その中で数値目標として主なものとして企画政策課所管の補助金の活用を上げているという考え方になります。

(圓城寺委員)

分かりました。

(吉岡会長)

今ちょっと確認があったところ、2次のプランでの数値目標の事業番号1で男女共同参画に関する研修会の受講者数210人となっていますね。9と10は50と80人ですけれども、210の中にはこの50と80も含まれていたということなんですか。ダブルカウントはそういうことですよね。御質問があったのは。

(本村委員)

タダブルカウントというのはそういう意味合いですが。

(吉岡会長)

そうだったですね、なるほど。だから、それを統合して一つにまとめたということですね。

なるほど分かりました。

(企画政策課長)

事業番号1番については全体的なこと、その中の抜き出した教育、学習の推進というところで再掲しているということです。

(吉岡会長)

分かりました。

(圓城寺委員)

だから数値目標は要らないということですね。分かりました。

(吉岡会長)

では、ほかいかがでしょうか。

(古賀委員)

ちょっと違うかもしれませんが、啓発とか運動されている小城市は、防災とか、ごみの問題とかを出前講座みたいにして小城市の方が説明されに来ているんですよね。こういうのは小城市の方は、言葉で意味を書いてあるけど、文章で書くと、なかなか分かりづらいので、そういうことは小城市としては考えておられないんですか。地域に講座みたいな感じで。公民館活動といったら、自主的に車に乗っていくとか、連れていってもらわないといけない、お年寄りさんたちがなかなか聞く機会がないのでですね。こういう講座を地域に持つていくことはできないものかなと思って。言葉を知らない方は多分いらっしゃると思うんです。ここに参加する人とか、テレビを見たり、いろんな情報を聞いている方は大体分かっているかなとか、副会長さんが言われたように、温度差があったりしてですね。でも、ちゃんと分かっているかなという、私もちゃんと分かっているかなと今思ったんですよね。だから、そういうことで出前講座みたいな活動ができないものかなと思ってですね。小城市側としてはどうですか。いろんな課が担当されているので、そこでちょっといろんなことを話してもらったら助かるなと思いますけれども。企画政策課、文化課、いろいろありますけど、そういう人たちが来て、お話が聞けたら、もう少し身近に感じるかなと思うんですよね。

(企画政策課長)

ありがとうございます。

ごみの講座等のような出前講座ができたらいんじゃないだろうかということだと思えます。男女共同参画の出前講座をできますよということでホームページ上であったり、年度初

めの区長会の折に御案内はしているのですけれども、要望がないという状況であります。言われたように、様々な講座等が公民館事業であったりしていると思いますので、男女共同参画の視点を入れて講座が今後できればというふうに思っています。

ありがとうございます。

(吉岡会長)

男女共同参画だけだとあれなので、抱き合わせで防災とか、そういうのはいいかもしれません。

(木下委員)

区長会とかあるときに、こういったことですよということで組まれたらいい。わざわざ集まらんとするですよ。公民館に集まってくださいと言ったって、なかなか集まらないじゃないか。何かそういうのを利用してというのはおかしいですけど。

(吉岡会長)

そうですね、ついでにですね。

そのほかいかがですか。基本目標Ⅰ。どうぞ。

(上野委員)

26 ページのところと現状と課題のところと2段落目に、中学生の意識調査というところが載っているのですけれども、最初に「夫は外で働き」というところが最初に言われたんですが、その中に家庭生活のことも書かれていらっしゃいます。2次プランのところでは家庭生活というところの平等であるかどうか感じている市民の割合というのがあるんですが、今回の3次のほうではそれがちょっとないもので、社会全体のほうに一緒になったのかなというふうに思いもするのですけれども、夫は外で働きという割合と家庭で実際に平等であるかという割合は大分違うので、そういった家庭内の実情というのもあったらよかったのかなと思いましたので。

(吉岡会長)

2次プランの段階ではあった家庭生活の場において男女が平等であると感じている市民の割合というのが3次では割愛されて、性別役割分業のところと統合されたような形になっているのですけれども、やはり大分数値が違うので、引き続き残してはどうかという御意見ですけれども。何かございますか。

(地域づくり係長)

ありがとうございます。

それでは、まずもって、性別固定役割分担意識、こちらのほうは継続をしてこのアンケートの数値を高めていくというふうなところは御賛同いただけるかと思っておりますけれども、今御指摘の家庭生活の実態で男女平等であるか、これまでも2次のプランの中で成果目標として取っていたアンケートの指標につきましては、今回成果目標とはしないということで、それに代えて社会全体のものの男女平等というふうなところを変更して成果目標として設定を想定しております。こちらの流れにつきましては、この平等意識は約10項目の項目でそれぞれ男女の平等感を問うアンケート調査になってございます。その中で30%程度まで上がってきた部分と、社会全体の平等感がまだ15%程度にとどまっている現状、それとあわせまして、国が第5次の基本計画の中で社会全体における男女の平等感を数値として拾っていくという方向性を出しておりますので、今回同じ平等感の取り方の中でこれまで地域活動、社会活動というふうなものや家庭内の生活というふうな2つの項目を取っていた数値目標を1つ省くような形になりましたけれども、社会全体のほうに切り替えていければということで事務局としては提案をさせていただきたいと思っております。

あわせまして、この家庭生活の平等に関してもこれまで同様に、アンケートとしては数値を拾っていく形で経年比較はできるものかとは思っております。

以上となります。

(吉岡会長)

この家庭生活の場における項目を残すのはまずいのですか。つまり、意識としては性別役割分業時代じゃないよと、でも、実際には行動に移っていないというのはずっと課題になっているわけですね。そこの部分がこの家庭生活でも平等だと感じる市民の割合に反映しているというふうに考えれば、このギャップこそがやっぱり問題なので、今御指摘のようにですね。残すのも一案かと思うんですけども。

(地域づくり係長)

ありがとうございます。そのギャップが確かにおっしゃるとおりで、概念的なものや実際の…

(吉岡会長)

意識的なもの、そうですね。

(地域づくり係長)

それでは、成果目標の2番目に、先ほど3項目入れましたけれども、性別固定役割分担意識の次に一番小さな生活母体である家庭があって、その次に地域社会、そして、社会全体というふうな形で表現できればと思いますけれども、この家庭生活の平等感は2つ目の項目として再度設定させていただくということで皆さん御承認いただければ……

(吉岡会長)

そうですね。皆さんいかがでしょうか。今御指摘があったように、家庭生活の場における平等感を家庭の問題なので成果目標の2番目に入れて、続いて地域、それから、社会全体という形で広げていくというような形で4つ成果目標を設定したいということですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(地域づくり係長)

ありがとうございます。それでは、2つ目に入れさせていただきますが、恐れ入ります、数値目標につきましては、まだ今のところ検討ができておりませんので、次回修正のときに説明と併せて対応させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(吉岡会長)

お願いします。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。ひとまずよろしいでしょうか。

では、また何かあるかもしれませんが、改めてまとめて聞く機会もつくろうと思えますので、基本目標Ⅰについてはひとまず議論を終了したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(吉岡会長)

ありがとうございました。

では、すみません、時間も押しておりますが、基本目標のⅡをお願いしたいと思います。

②基本目標Ⅱについて

事務局より説明

(吉岡会長)

ありがとうございました。

ただいま基本目標のⅡですね。男女が共に参画する社会づくりについて御説明をいただきました。

資料3-2ですけれども、成果目標については、防災会議については基本目標のⅣ、安全のところへ移動されたということですね。それから、区長の割合については数値目標のところへ移動したということですね。

では、基本目標Ⅱについて全体的に何か御意見、御質問等ありませんか。

(上野委員)

資料3-2の3次プランのほうの一番上の「一日（平日）の家事」についてのところですが、説明のほうで男性の市民の割合ということで説明をされたかと思うんですが、これはあえて男性は入れられなかったのでしょうか。

(地域づくり係長)

失礼いたしました。資料のほうに男性という表現が抜けておりまして、プランの本編のほうには市民（男性）ということで表示をさせていただいております。すみません、資料のほうの追記をお願いいたします。

(吉岡会長)

ここは全くしていないと30分未満だったのが、全くしていないだけに限定されているんですけど、これでいいのかな。

(原副会長)

31 ページの現状と課題の4行目の「ジェンダーにとらわれない考え方」、先ほどのジェンダー平等の解釈が人によって違うというところで、ジェンダーの解釈は一応要望では出てきて、一応の説明はつくものの、これ自体、例えば、家庭においては性別役割の内面化であるとか、いわゆる一般的な男性は仕事をしてとか女性は育児でというところの話の部分が、ここ近年において平等主義の夫婦論が出てきている一方で、全然それが変わらない状況のままに御家庭もあるだろうと思うので、ジェンダーという言葉が以前私も普通に使っていたんですけど、最近いろんな解釈が出てくるなと思って使いづらく感じているんですね。これは私個人の感覚なんですけど、なので、この「ジェンダーにとらわれない」という表現が何かもっとうまく表現できるものがないだろうかとか、極端に言えば、性別役割が完全に分業化しているようなおうちであったとしても、関係性の問題ですよ、2人がこれが平等なんだと思っていれば、じゃ、それを私たちがどうこう言えるのかというところの難しさもあ

るし、ただ一方で、性別役割というのは子供たちの影響という意味ではあるんですよね。ですから、夫婦の問題としてはクリアしても、次の世代を育てていく上では問題だよねというのが見えてくるので、そこの取扱いの部分というのが、今、私自身がこの解釈について揺らいでいるんですよね。なので、そこは悩ましいなど。すみません。何かぐだぐだとしたことを言って申し訳ないんですけど。

使って差し支えないんでしょうけど、だから、そこの部分と、先ほどちょうど議論してもらったIのところの家庭生活の場における男女の平等であるというのを成果目標のほうに入れましょうという話なんですけど、これも繰り返されますけど、関係性が隠れていて、これを社会的な取組としてやっていこうという今からの動きと家庭生活の部分というのが成果目標として並んでそこに配置できるのかというのは、そこも引っかかる場所なんです。あつていいと思うんですよ。意識調査としては。啓発になるので。ただ、何となく私の感覚ではこの成果目標の並びにくつついてくるのが座りが悪い印象があるものですから、私自身がまとまっていな意見を書いてしまって申し訳ないんですけど、ちょっと悩んでいるところです。

(福成委員)

そうですね。今までは家庭において夫は外へ女は中へみたいなことがあったから、それに対する対策としてやっていたんだけど、中ではひっくり返っていたりだとかすることもあるだろうしという、それだけ多様になってきているからこそ、今までの文言でいいのかという問いということですよ。

(原副会長)

そうなんです。

(福成委員)

おっしゃるとおりだなと思いますね。

しかし、それこそなんですけど、さっきの木下さんがおっしゃった、「そいぎ、どがんすつと」やったですかね、というSDGsもそうだし、多分このさくらプランは今後の小城市をどうしていきたいかというところだと思うので、今までの話は過去こうだったからこうとか、国と県がこうだから並びで小城市がこうという話なんだけれども、もちろんその流れには乗っておく必要はあると思うけれども、「小城どがんすつと」ということですよ。そうしたときに、言葉の定義とかを考えてもいいのかなというのは確かにあるなというのが

ちょっと…

(木下委員)

しかし、男女関係というのは時代ごとにやっぱり変わっていつているんですよ。変化していつているんですよ、少しずつでも、と私は思いますけどね。

(福成委員)

だからこそ難しい部分ですよ。

(木下委員)

ジェンダーと、男と女、その真ん中にありますよということですけどね。それにとらわれないでということだけど、意味は分かるんですけどね。

(福成委員)

すると、先ほどの2次プランで、男性で一日(平日)の家事関連時間が全くしていない、30分以内と回答した市民の割合というのも、ここは男性と書いてあるけれども、果たしてそうかというところもあってくるということですよ。どこに照準を置くかですよ。マイノリティで考えていいのか、でも、どこが…

(木下委員)

家庭はそれぞれ事情があって違うと思うんです。平等と言ったら、男が50%、女が50%するんだよということだけれども、家庭によっては70であったり、30であったり、60だったり、40だったり、私はすると思います。それをなるべくフィフティー・フィフティーに近づけなさいよということがこの運動じゃないかなと思います。

(吉岡会長)

まさにアンケートなので、相対としての数が出てくるわけですので、もちろん個々の事情はあるんですけども、全体としてできるだけ50・50に近づけていこうということに結局プランとしてはならざるを得ないですよ。プランとしては社会全体を一般化して捉えて計画せざるを得ないので、その上でアンケートも全体を通し見て数値だけを見るということなので、多様性に配慮すべきところは配慮すべき…

(木下委員)

例えば、三里地区は16集落あるんですが、女性の区長は1人なんです。区長さんが女性が広がっていくかという、なかなか広がっていかないと思います。区長さんの仕事は、たまたま御主人がいなくて順番が回ってきたということで、「じゃ、私がします」というぐ

らいで、手を挙げて私が区長さんをやりますということはなかなか進んでいかないと私思いますね。ケース・バイ・ケースですけどね。

(吉岡会長)

そうですね。

(木下委員)

分かりやすくするけど、なかなか行動を起こすというのがね。

(吉岡会長)

具体的にこの部分、性別役割のほうがいいですか。あまり変わらないかな。

(原副会長)

ジェンダーになると、解釈が広がり過ぎるところがあるのかなというところもあって。

(本村委員)

とらわれないと、関係ないですよということなんだけどな。

(原副会長)

いろんな家庭が増えているとはいえども、マジョリティーはやっぱり女性の家事時間が明らかに男性より多いというところにも問題が隠れているわけですから、だから、男性の家事時間を問うこと自体は私はありだと思っただけです。そこの部分と多様化している家庭との表現がなかなか一致しない部分が出てきているという感じなので…

(本村委員)

ここでわざわざジェンダーというふうに、ほかのところにも男女という表現が数か所ありますが、あえてここだけにジェンダーという表現をされた意味は、そういうふうな書いた人がそこにそういう意味合いをつけたかったからこう表現されたんじゃないですか。

(木下委員)

しかし、今のマスコミでジェンダーという言い方しますもんね。報道関係は。ジェンダーと言っていますもんね。

(原副会長)

この表記は多分以前からあったものだと思うんです。ジェンダーにとらわれたいというのは、私たちがこういう仕事を始めたときによく使っていた言葉だったので、当時はそんなに違和感なく使っていたし、ただ、それがここ最近に来てジェンダーの解釈、もともと、例えば、ジェンダー学者が10人いたら、10人とも全然違う解釈が生まれると言われるぐら

い幅広いものだろうとされていて、この使い方が難しいな、いろいろ感じられる人がおられるだろうなというふうに思うんですね。

(本村委員)

学者さんが10人いて10人それぞれ捉え方がいろいろあるとなったら、こういう公的な文字というのは使えなくなってしまう。厳格に言うと。いろんな解釈が成り立つと言い出したら、そうなりますよ。公的な文書ですよ。ある程度、この最後のほうに一応定義をされていますよね。そしたら、それでやるしかないんじゃないですか。用語解説の中で挙げられていることだというふうな、ここで書かれているジェンダーは。

(吉岡会長)

このプランの中ではそうだという…

(本村委員)

ただ、これをぱっと読んだ人が後ろのほうの用語解説の定義まで一々見ませんからね。

(古賀委員)

私ももやっとなしめますけれども、これでいいんじゃないかなとは私は思います。もやっとなしめますけれども、後ろにちゃんと意味を書いているので、資料があるから。

(本村委員)

この場合はこういうふうな意味合いで使っていますというふうな。

(木下委員)

マスコミもジェンダー、ジェンダーと言うもんね。

(原副会長)

そこは皆さんそれでいいということであれば、もともと使い慣れている言葉では確かにあるのでですね。

(吉岡会長)

事務局は何か御意見ありますか。ジェンダーのままにしようかというのが大勢ではあるんですけども、ここでは男女間の問題というふうに考えられているので、性別役割と書き直すという案も私はあると思いますので、ちょっと検討してもらおうかと思います。

(木下委員)

もうちょっと言えば、性ということになる、これは関係ない。男女の性ということ…

(吉岡会長)

男女間、そういうことです、問題は。

(木下委員)

性なんですよ。

(福成委員)

文章を読むと、「男女を問わず、家族全員で家事・育児・介護などを分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変重要なことであり、その考え方を浸透させていくことにつながります」では文章はつながらないんですか。あえてここを性別役割分担制とかという言葉を入れたり、ジェンダーという言葉を入れなくても、その前の文章は成り立っているのかなと思ったりするんですけど、それでは…

(吉岡会長)

紛らわしい言葉を使わんで…

(福成委員)

いやいや、あえて使っている意図があるのであれば、ジェンダーにとらわれないとか、役割分担制の話をしたいのか分からないんですけど、確かにそうだなと。「男女平等意識を育てる上でそれを分担していくことが大変重要であり、その考え方を浸透させていくことにつながる」では足りないですかね。情報として、どうでしょうか。

(吉岡会長)

意味は前のところで説明されているということですね。

(福成委員)

そういう気がするなと思っていて。だから、ここにさっきおっしゃってくださったように、ジェンダーにとらわれないというメッセージに何か伝えたいことがあるのであれば、もしかすると、残したほうがいいのかもかもしれないし、その前の文章を読んでも、うんうんとなるから、ざわっとする、古賀さんがおっしゃった、もやっとするというのをここでこの言葉が出てきているからなのかなと思ったりするんです。

(木下委員)

伝えたいと思う、僕は。私は伝えたいのだやろうと思う、ジェンダーという言葉をやごと。

(吉岡会長)

私もあるならあったほうがいいのかというのが…

(木下委員)

僕はあったほうが良いと思うけど、あまり考えず、さらっと行きますかね。

(吉岡会長)

3案ありましたので、また検討していただけますか。ジェンダーのまま、性別役割に変える、それから、「その」という形で削るという案ですね。

(本村委員)

ちなみにここにいらっしゃる方はどういうふうなのが多数意見なんですか。このまま残してもいいと思っていられっしゃる方は。

(吉岡会長)

そうですね。

(本村委員)

あと、市役所の方もお困りになるかなと。

(吉岡会長)

審議会として決めるわけじゃないですけど、そのままのほうが良いというのはどれぐらいいらっしゃいますか。

(企画政策課長)

会長が言われるように、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方というのが性別固定的役割分担意識なので、ジェンダーということが曖昧ということであれば、「ジェンダーにとらわれない」を「性別役割分担意識にとらわれない」というのはどうかと思うのですが。

(吉岡会長)

この部分ではそうだということであれば、そっちのほうが明確にはなるかと思います。

(木下委員)

ジェンダーよ、ジェンダー。

(吉岡会長)

でも、それも含めてジェンダーでいいんじゃないかと。性別によって役割を決められるということ自体、行動を決められること自体が広くジェンダーということだろうと思いますので、家庭ごとに、例えば、妻が病気だというときには夫が、性別によってではなくて、そういう関係性の中で夫のほうがたくさん家事を分担するということはあり得るわけですけど、

それは性別によるわけではないので、各家庭ごとでいいわけですよ。女だからそれをやれと言われるのが問題だということですから。

(木下委員)

決めつけなということですね。

(吉岡会長)

そういうことです。

(木下委員)

決めつけちゃいかんということ。誰だっていいじゃないかと。

(吉岡会長)

そういうことです。あえてジェンダーのままでもいいかなと私も思うところがありますね。参考になったか分かりませんが、今の(発言する者あり)よろしいですか。

(中尾委員)

話変わっていいですか。32 ページの事業番号 15 番にある農業委員の問題なんですけれども、これは私、今は大分離れてしまって分からないんですけど、農業委員になる条件というのが結構厳しいんですよ。財産権とか、いろんな土地利用とか、借地も認めるかどうか分からないけど、その人の名義になった財産がないと、農業委員とかというのは、昔はあったんですよ、今はどうなのかなと。だから、土地とかは男性が、御主人と言われる人が名義を引き継いでいるから、そしたら、必然的になれないというのが昔あったんですよ。女性委員をいっぱいつくろうと、私もこれに長く取り組んできましたので、いっぱいそういうのを。だから、認定農業者とか何とかにはどうにか条件をクリアしてどんどん女性になるようにやってきたんですけど、農業委員さんには高い壁があってね、今はなくなったんですかね。

(古賀委員)

あまり高くはないと思います。私もできましたから。

(中尾委員)

財産は。

(古賀委員)

いえ、私も自分の名義という財産はありません。多分農業に1年間に何十日従事しているかぐらいかな。

(中尾委員)

昔は駄目だったんですよね。

(古賀委員)

いや、大分緩くなって…

(中尾委員)

緩くなっているのか分からないけど…

(古賀委員)

なかなか難しいです。女性が手を挙げることは少ないです。でも、できます。

(中尾委員)

私の友達も今農業委員をしているんですけど、その方は嫁さんの立場だったけど、農業をやって…

(古賀委員)

嫁の立場でもできます。だんだんこういうことが女性を登用しようとして、農業関係も大分緩くなっているので、できると思いますけど、市役所のほうはどんな。私も定義はよく知らないけど。

(地域づくり係長)

ちょっとこちらのほうも農業委員の厳格な規定等を手元に持ちませんので、ただ、女性の委員さんが今既にいらっしゃって、以前よりかは…

(古賀委員)

何人かはいらっしゃるんですよね。

(地域づくり係長)

ある程度要件を満たす必要はあるみたいですが、女性が参画しやすくなっているということは…

(中尾委員)

それはすごくみんなが認めてきて、世の中が少しずつ男女を意識し始めて女性でもいいんじゃないかという状況がね。ああ、それはよかった。私、しばらく外れていたの、その状況がね。条件が厳しかったなど、どんな活動をして駄目だったんですよ。財産権からやったから。だから、ああ、それはよかったと思います。ありがとうございました。

(吉岡会長)

確認いただいております。

そのほか基本目標Ⅱいかがですか。

(中尾委員)

個人的なこと、夫婦とか家庭じゃなくて、社会的な位置というので、これもⅡの男女が共に参画するの中で、審議委員会、私も手を挙げてここに入らせてもらったんです。審議会には出させてもらったら、充て職の方が結構多いんですよ。だから、そのほかの枠で必ず女性委員を1人、何%と言ったらいいのか、大抵1人は入るような、そういう取組というか、市役所で条例じゃないけど、できたら良いと思う。それから、今、選挙でいろいろ動いていますが、3割ぐらいは女性が議員にならないといけないとか、そういうのを言ってもいい時代になってきたのかなと。

(吉岡会長)

私もそう思いますけど。

(中尾委員)

だから、こういうのは5年後、10年後だと、盛り込んでいていいのかなと思う。男性も働く人が少なくなって、いろんな価値観も変わってきて、議員はやらないよという人が増える。今はまだやっていきたい人もいるけど、あと5年後、10年度になってきたら、女性が参画していかないと、議員定数も本当にやりたい人に投票できないような状況が来るんじゃないかなと。

ちょっと前に、北欧のほうに行って、あそこは60%もある。そして、議会は夜に開かれているんですよ。みんな働いているから。男女、しっかりされていて、ああ、そうかと言ったら、女性がそういうふうにやらないと、世の中は回らないように、あそこは五、六百万人ぐらいですね、物すごく小さいですね、北欧4か国。一番多いところで1,000万人いないぐらいかな。その小さい中では、そういうのが必要というふうなことも言われていました。

でも、今、世の中は変わってきていますから、社会的な活動をしていただく方を男性ばかりに頼るんじゃなくて、女性を何割とかというあれを打ち出してもいいんじゃないかなという気はしているんですが、まだ早いですかね。

(木下委員)

台湾なんか30%が女性ですからね。

(中尾委員)

ですよ。

(木下委員)

韓国もそうです。日本は遅れているんですよ、そこら辺は。

(中尾委員)

遅れているんですよ。

(木下委員)

そうそう、遅れているんですよ。

(中尾委員)

だから、今、上のほうで現場の分からない人たちがわあわあやっているけど、やっぱり女性
性は生活に根ざしているから。

(木下委員)

だから、さっき話したように、立憲民主党の枝野さんは、女性は立候補に立ちなさいとい
うふうに言っていますよね。

(中尾委員)

でも、今、佐賀県とかで手を挙げたら、のぼせもん、今、何ていいますかね。

(吉岡会長)

審議会の女性参画率を上げる方策について…

(中尾委員)

市として審議会には1人は置くとかというようなことができないかなと思っているんです。

(吉岡会長)

いかがですか。

(木下委員)

中尾さんが言ったように、今充て職ですもんね、私も。

(中尾委員)

充て職が多くなって、フリーですると、おまえ、何でやっているんだというのがよくある
んですよ。

(吉岡会長)

すみません、ちょっと事務局に。

(地域づくり係長)

今御指摘いただいた部分、33ページの事業番号18番の事業の部分が主な部分かと思えます。言われるように、充て職でこの審議会等の委員が構成されている会等もございます。ただ、それが現在、後ほど出てきます防災の会議等につきましても、充て職ではなく、その団体から推薦をいただいて委員を出していただくというふうなことに少しずつ切り替わりつつもありますけれども、全てが充て職になっているかどうかという確認ができておりませんが、今おっしゃるように、女性の枠を1つ設ける、市の設置条例等で、例えば、市長が特に定めるものということで、例えば、1つ前の事業番号17番の事業になります女性人材バンク等で御登録いただいた専門性のある方がそういった審議会で活躍できるような、そこはポジティブアクションと言われるような女性を登用していくというふうなところにつなげていければ、今後、女性がない組織、審議会等がなくなったり、あるいは今の率が少し伸びていったりというふうなところは事務局のほうでも想定をしていきたいとは思っております。

ただ、それぞれの設置条例等のまだ洗い出しが完全にはできておりませんので、その辺りぜひおっしゃっていただくような女性が入れるようなつくりになっているかどうかというのも確認も併せてさせていただきたいと思えます。

(木下委員)

現状では、あいは好きやもんねとか、あれ、のぼせもんと言われるんですよ。2つです。あれ、好いとうもんね、中尾さん、あがんとは好いとうもんとか、のぼせもんというのが現状なんですよ。

(中尾委員)

前、女性の区長さん、よくやってくさったけど、あれはのぼせもんやけん、何とかやけんがという批判が御近所からね。よくやっているやんと言うけど。

(吉岡会長)

そうですね。

ちょっと時間も過ぎておりますが、基本目標Ⅱについてほかに何かお気づきの点ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(吉岡会長)

では、一応基本目標Ⅱについても確認したものと思いたいと思います。

今日は本当はⅢまで行く予定だったんですけど、時間が足らずに申し訳ありませんでした。次回、基本目標の最後まで、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを急ぎ進めてまいりたいと思います。

議事は以上ですけれども、何か委員の皆さんからございませんか。よろしいですか。

では、事務局に。

(2) その他

(地域づくり係長)

すみません、1点その他の項目でお願いしたいと思います。次回は第4回の審議会となりますけれども、第5回目の審議会ということで先ほどご説明いたしました、最終の修正等を踏まえたプラン案の確認作業を12月に開催ができればということで、事務局提案としましては会長、副会長、事務局の都合がございますけれども、12月15日(水)の午前10時からの開催をお願いできればと思っているところでございます。また、改めましてご案内通知等はさせていただきたいと思いますが、12月15日(水)午前10時から第5回目の審議会ということで御案内をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からの補足、その他の項目については、以上となります。

3. 開 会

(企画政策課副課長)

ありがとうございます。それでは、最後に事務連絡になりますが、第4回の審議会を11月22日(月)午前10時からで場所は今日と同じ2-6会議室になります。よろしくお願いいたします。

併せて先ほどの日程については、第5回についてはまた後日通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、本日の第3回小城市男女共同参画審議会を終了したいと思います。皆さん、ありがとうございました。

12時12分 閉会